

第5編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画

- | | |
|-----|------------------|
| 第1章 | 計画の目的、対象 |
| 第2章 | 危機管理体制 |
| 第3章 | 危機初動時の情報連絡等 |
| 第4章 | 災害対策本部設置後の各種対策活動 |
| 第5章 | 危険物事故対策 |
| 第6章 | 大規模事故等対策 |
| 第7章 | 火山災害対策 |
| 第8章 | 原子力災害対策 |
| 第9章 | 新型インフルエンザ等対策 |

第5編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画 目次

第1章 計画の目的、対象	1
第1節 計画の目的	1
第2節 対象とする現象	2
第2章 危機管理体制	3
第1節 危機管理体制の決定	3
第2節 危機管理本部等の設置	4
第3章 危機初動時の情報連絡等	7
第1節 大規模事故等の情報連絡	7
第2節 市の施設における危機管理の情報連絡	9
第3節 所管部の対応活動、報告	10
第4章 災害対策本部設置後の各種対策活動	11
第1節 情報の収集、調査、連絡	11
第2節 災害広報・広聴	11
第3節 避難対策	12
第4節 救助・救急活動	13
第5節 医療救護活動	13
第6節 遺体の収容、処理	14
第7節 消防活動	14
第5章 危険物事故対策	16
第1節 石油類等危険物保管施設	16
第2節 高圧ガス保管施設	17
第3節 火薬類保管施設等	19
第4節 毒物・劇物取扱施設	20
第5節 危険物輸送車両	21
第6章 大規模事故等対策	22
第1節 航空機事故	22
第2節 鉄道事故	23
第3節 ガス事故	24
第7章 火山災害対策	26
第1節 基本方針	26
第2節 噴火予警報等の種類及び連絡体制	28
第3節 降灰対策	31
第8章 原子力災害対策	33
第1節 基本方針	33
第2節 原子力施設事故	33
第3節 放射性物質事故	36
第9章 新型インフルエンザ等対策	39

第 1 節 危機管理体制..... 39

第1章 計画の目的、対象

章 の 概 要	危機管理（大規模事故等応急対策）計画は、災害対策基本法で定める災害の範囲にとどまらず、自然災害以外の大規模事故、重大事件、緊急事態等（以下「大規模事故等」という。）が発生した場合を対象範囲とし、八王子市危機管理本部設置要綱等に基づき必要な危機管理体制をとって実施する。
------------------	--

第1節 計画の目的

市域には、木造密集市街地やビルなどの商業・業務地区、石油類や高圧ガス等の危険物施設の混在などに加え、鉄道・高速道路等の交通施設などが存在する。これらの施設で、事故が発生した場合には、多数の被災者が発生するほか、広域にわたって市民生活に影響する事態となるおそれがある。これらは事故の原因者が応急措置を実施し、救援活動は消防機関等が対応することとなっているが、市においても情報収集や避難活動など市民への対策を実施する必要がある。こうした大規模事故に対する対策も、災害対策基本法に基づく地域防災計画の対象となる。

一方、これら大規模事故以外にも、市民生活に影響する重大事件や緊急事態が発生した場合には、市民生活を守る上で、市の果たす役割は重要である。

このため、市では「大規模事故等の発生、又は発生するおそれ」を「危機」と定義し、「八王子市危機管理本部設置要綱」を策定して、自然災害以外の大規模事故や緊急事態等の発生に備えることとした。また、新型インフルエンザ等感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法を踏まえた「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき必要な対応を実施することとしている。

本計画は、このように災害対策基本法に基づく大規模事故対策だけでなく、重大事件、緊急事態といったさらに広い範囲での事象に対する危機管理対策を定めるものとする。

なお、本計画では対応できないような大規模又は特異な緊急事態については、地域防災計画の震災応急対策計画、風水害応急対策計画を準用して対処することとする。

また、各種法令等に基づき策定された対応計画等がある場合は、当該計画等の規定に従い措置を実施することとし、計画等に規定されていない事項は、危機の状況により本計画を準用し、必要な対策を行うものとする。

第2節 対象とする現象

本計画の対象とする現象は、おおむね次のとおりとする。

想定する危機の種類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物事故 <ul style="list-style-type: none"> ・危険物等の爆発、流出事故等 (2) 大規模事故 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機事故 ・鉄道事故 ・ガス事故 ・地下施設、地下工事事故災害 ・大規模な交通事故災害 (3) 大規模な火災 	<ul style="list-style-type: none"> (4) 重大事件 <ul style="list-style-type: none"> ・破壊工作等の重大なテロ事件 ・多数の被災者が発生する等、社会的に影響のある重大事件等 (5) 緊急事態 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生、集団食中毒などの医療災害 ・その他非常事態等 (6) 火山災害 (7) 原子力災害 (8) 新型インフルエンザ等の特に警戒すべき感染症
-----------	---	---

第2章 危機管理体制

章 の 概 要	<p>危機に関する情報を得たときは、被害状況や市民生活への影響度に応じて、適切な対策活動を行うために危機警戒本部又は危機管理本部（以下2つの本部を合せて「危機管理本部等」という。）を設置する。危機管理本部には、専門的に対処するための対策本部を設置し、情報収集や必要な対策を実施する。さらに、全庁的な対応が必要な場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p>なお、対策の実施は、「八王子市危機管理本部設置要綱」及び「危機管理責任者設置要綱」によるが、これに規定されていない事務は、災害対策本部の事務分掌に準じるものとする。</p>
------------------	---

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 危機管理体制の決定	生活安全部長、各部の部長及び庶務担当課長	
第2節 危機管理本部等の設置	生活安全部、関係各部	

第1節 危機管理体制の決定

1 初動対応

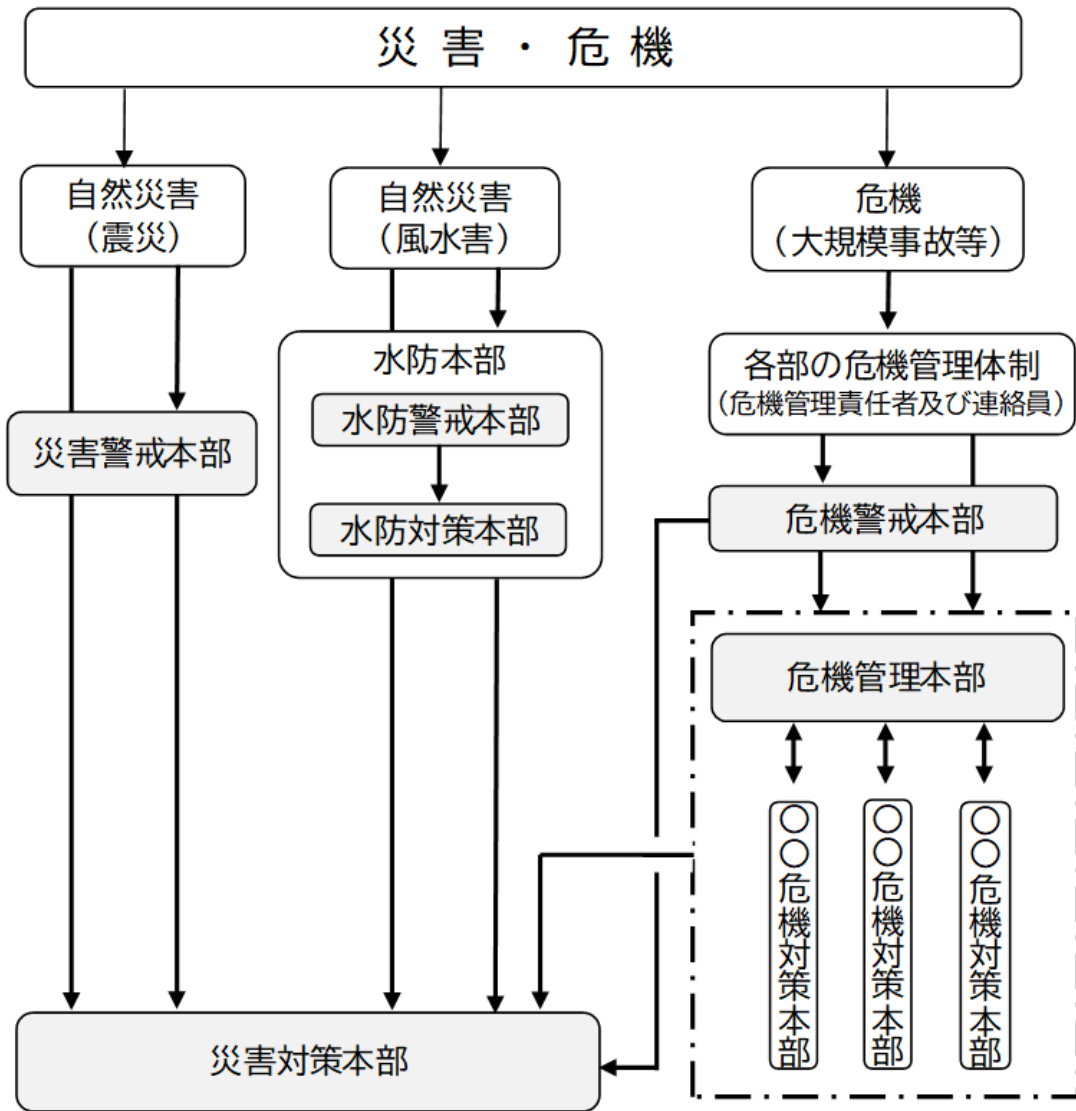
職員は、危機（大規模事故等の発生、又は発生するおそれ）に関する情報を得たときは、所属長に報告する。所属長は、危機の内容に応じて該当する所管部の庶務担当課長に連絡する。各部の庶務担当課長は、所属部の分掌事務及び所管施設等に関する危機の情報を得たときは、所管部長に報告し、その指揮のもと必要な各部の危機管理体制をとり、危機に対処する。

ただし、その時点で既に、多数の市民の生命・身体及び財産に損失を与えるおそれがあると判断され、単独又は少数の所管部では対処できない、又はできなくなるおそれがあるときは、所管部長は、生活安全部長に対し、危機管理本部等の設置を要請する。

2 活動体制の検討、報告

生活安全部長は、危機が発生し、必要と認めるとき、又は関係部長から要請があったときは、危機管理本部等の設置を検討して市長に報告する。市長はその報告に基づき危機管理本部等の設置を決定する。

危機管理体制の概要



第2節 危機管理本部等の設置

1 危機管理本部等の設置

市長は、危機の発生により市民生活に相当な影響がある事態となる恐れがある場合、生活安全部長の報告を踏まえ、二段階の危機管理体制のうち、危機警戒本部又は危機管理本部の設置を決定する。

危機管理本部等の区分	本部長	主な活動
危機警戒本部	生活安全部長	危機に対する警戒、応急対策活動、注意喚起
危機管理本部	市長	危機警戒本部では対応が困難な危機対応活動、及び危機の発生による被害者の支援活動

2 危機警戒本部

(1) 組織

危機警戒本部の本部長は、生活安全部長とし、本部員は当該危機に関連する部の部長（室長、担当

部長、局長を含む）とする。危機警戒本部の事務局は、生活安全部防災課に置く。

(2) 危機警戒本部の所掌事務

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該危機に関する情報及び対応内容の集約に関すること ○ 当該危機に関する警戒活動及び市民等への注意喚起に関すること ○ その他危機管理に関する連絡調整に関すること
------	---

(3) 危機警戒本部の廃止等

危機警戒本部は、次の場合に廃止等する。

危機警戒本部の 廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該危機による影響が解消し、活動がおおむね終了したとき ○ 危機管理本部又は災害対策本部体制に移行したとき
---------------	--

3 危機管理本部

(1) 組織

危機管理本部は、市長を本部長、副市長・教育長を副本部長とし、本部員は各部の部長及び局長とする。危機管理本部の事務局は、生活安全部防災課に置く。

危機管理本部の 所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域での危機発生時における、当該危機に係る初動体制の基本方針に関すること ○ 市域での危機発生時における、当該危機に係る情報収集に関すること ○ その他危機管理の総合調整に関すること
--------------------	---

(2) 対策本部

危機管理本部長は、当該危機に専門的に対処するために危機管理本部に対策本部を置くことができる。対策本部の本部長は副本部長の中から危機管理本部長が指名し、関係部課長を本部員とする。

なお、当該対策本部に関する事務は当該危機と密接な所管課において行う。

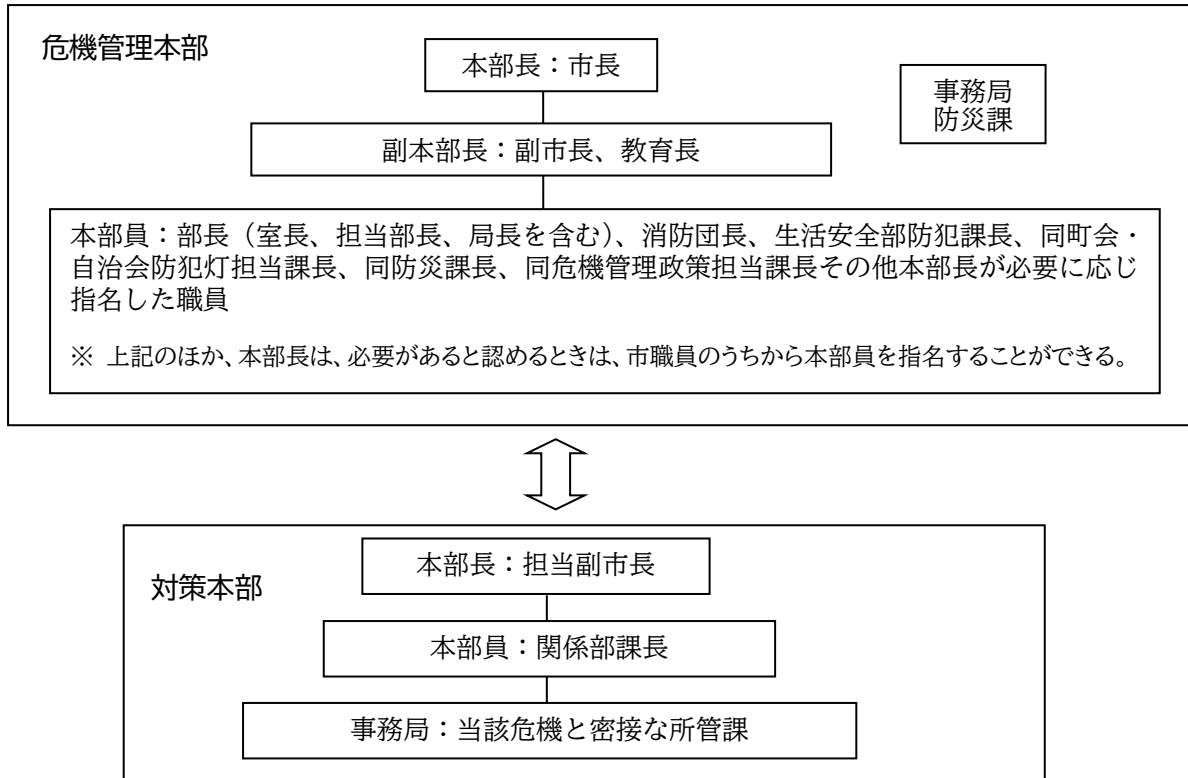
対 策 本 部 の 所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該危機に対する具体的な対処・対策に関すること ○ 必要に応じた、対処の経過及び結果の危機管理本部への報告に関すること
----------------------	--

(3) 危機管理責任者及び連絡員

危機発生時における迅速な情報収集及び連絡調整体制を確保するために、部に危機管理責任者及び連絡員を置く。

危機管理本部の組織等

危機管理責任者	部の庶務担当課長
危機管理連絡員	部の庶務担当主査又は部長が指名する主査
所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管部内の危機（緊急事態）における情報収集に関すること (2) 危機管理本部との連絡調整に関すること (3) 所管部内の危機の総合調整に関すること



(4) 危機管理本部の廃止等

危機管理本部は、次の場合に廃止等する。

危機管理本部の 廃止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該危機による影響が解消し、活動がおおむね終了したとき ○ 災害対策本部体制に移行したとき
---------------	--

4 災害対策本部への移行

危機管理本部長は、事態の状況により必要があると認めるときは、災害対策本部の体制に移行する。なお、それぞれの本部体制については、「第3編 震災応急対策計画」に準ずるものとする。

第3章 危機初動時の情報連絡等

章 の 概 要	危機に関する情報を得たときは、危機の種類に応じ、庁内及び関係機関との情報連絡や関連情報の収集を行い、各部における危機管理体制を構築するとともに、状況により危機管理本部を設置して、適切な対応を行う。
------------------	--

項目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 大規模事故等の情報連絡	関係各部	関係機関
第2節 市の施設における危機管理の情報連絡	関係各部	関係機関
第3節 所管部の対応活動、報告	関係各部	関係機関

第1節 大規模事故等の情報連絡

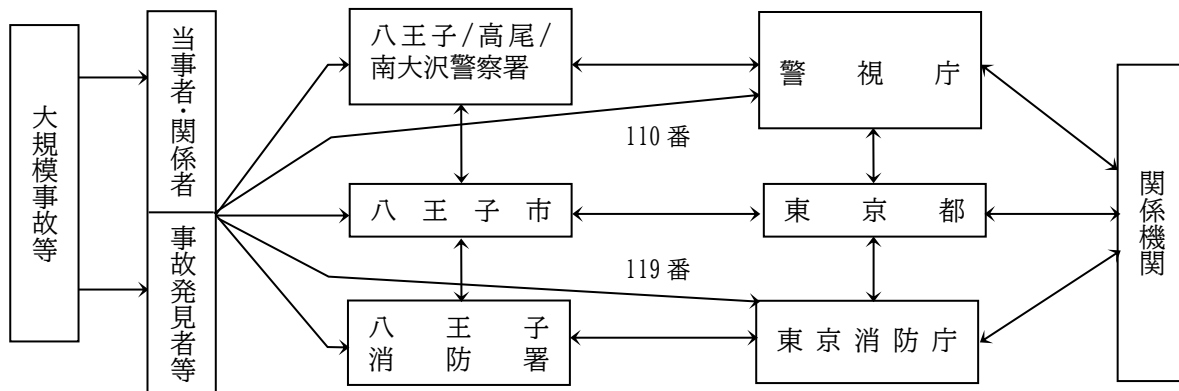
1 生活安全部防災課への連絡

大規模事故等を発見、又は発生したとの情報を得た職員は、直ちに生活安全部防災課へ連絡する。

2 関係機関との情報連絡等

生活安全部防災課は、大規模事故等の発生を知ったときは、関係機関等から情報を収集するとともに、生活安全部長へ報告し、その指示のもと関係部署へ連絡して、応急的な対策を図る。

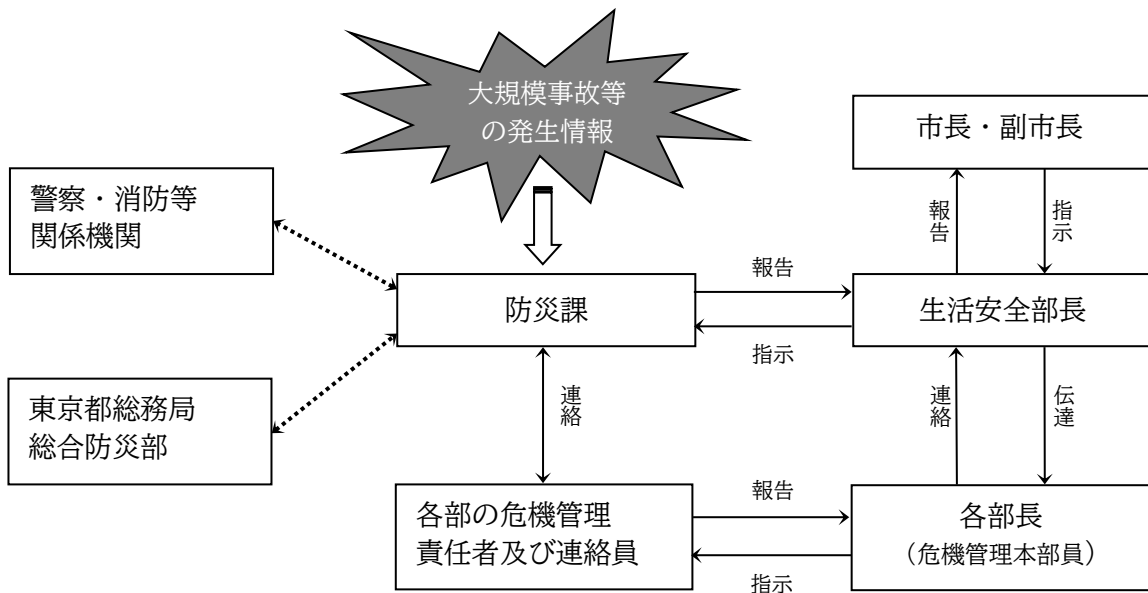
関係機関との情報連絡経路



3 初動時の情報連絡

生活安全部長は、理事者(市長・副市長)へ報告し、その指示のもと状況に応じた危機管理体制をとるために必要な措置について防災課へ指示するとともに、理事者(市長・副市長)からの指示事項等を各部長(危機管理本部員)へ伝達する。

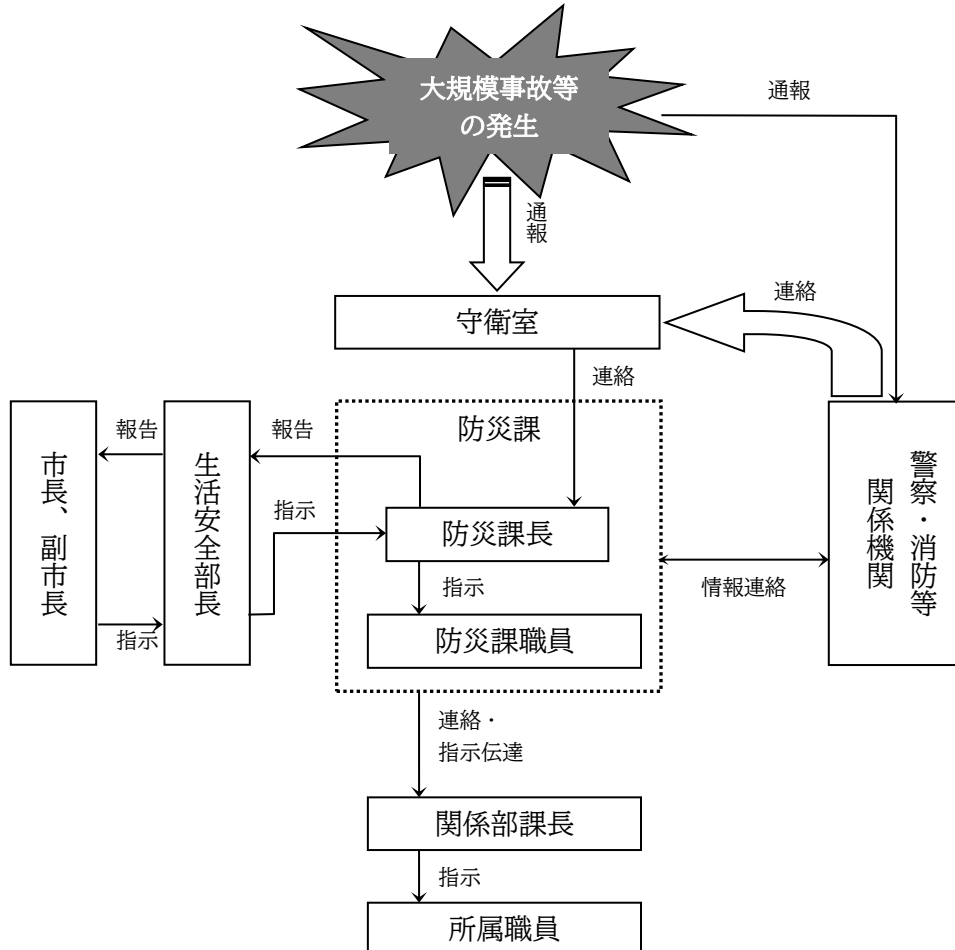
初動時における市の情報連絡経路



4 勤務時間外の対応

大規模事故等の発生について、勤務時間外に市への通報があったとき等は、次の情報連絡経路により情報伝達を行い、状況に応じて職員を招集(自主参集含む)し、必要な危機管理体制をとる。

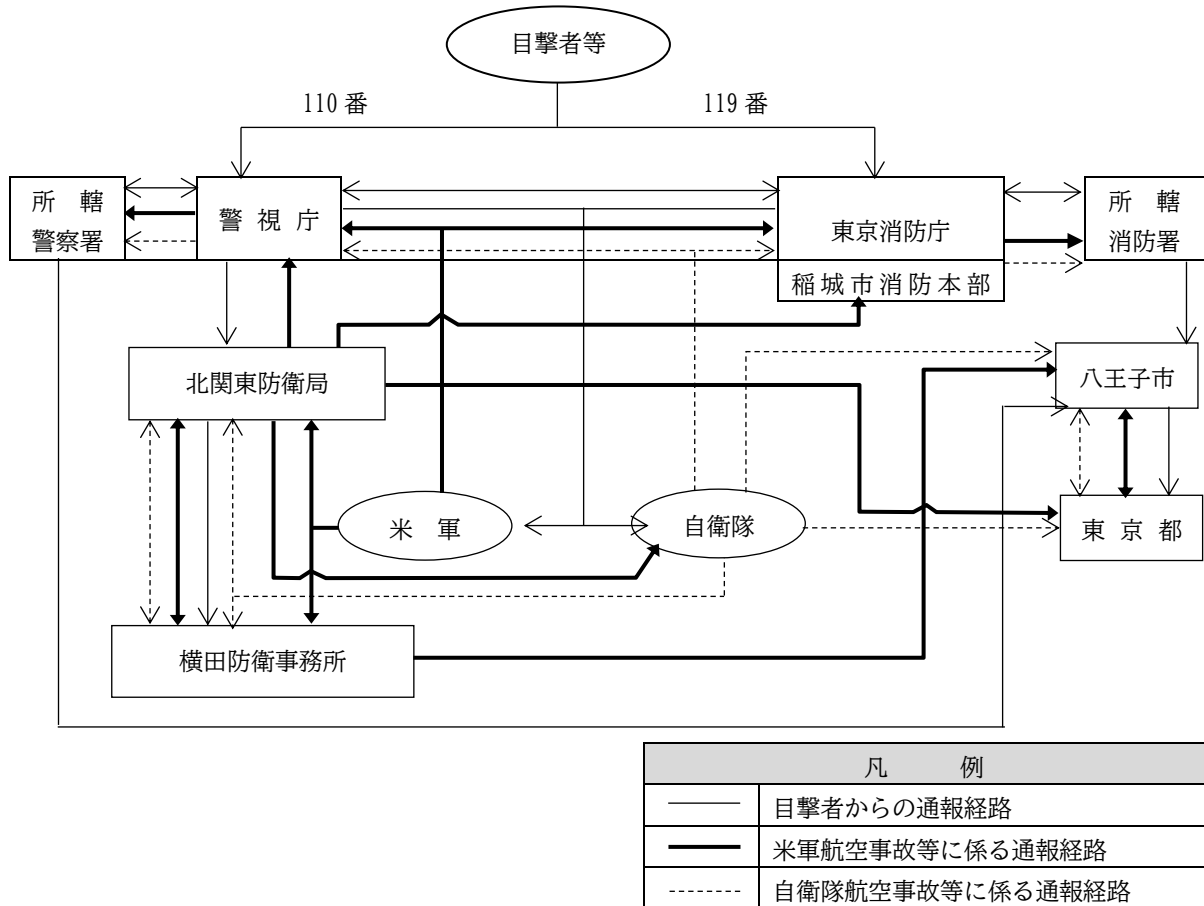
勤務時間外の情報連絡



5 米軍又は自衛隊の航空機事故等の対応

航空機事故が発生した場合は、前記の経路に準じて通報連絡を行うが、米軍又は自衛隊の航空機事故等による場合は、次の通報経路により通報を行う。

米軍・自衛隊航空機事故等に係る通報経路図



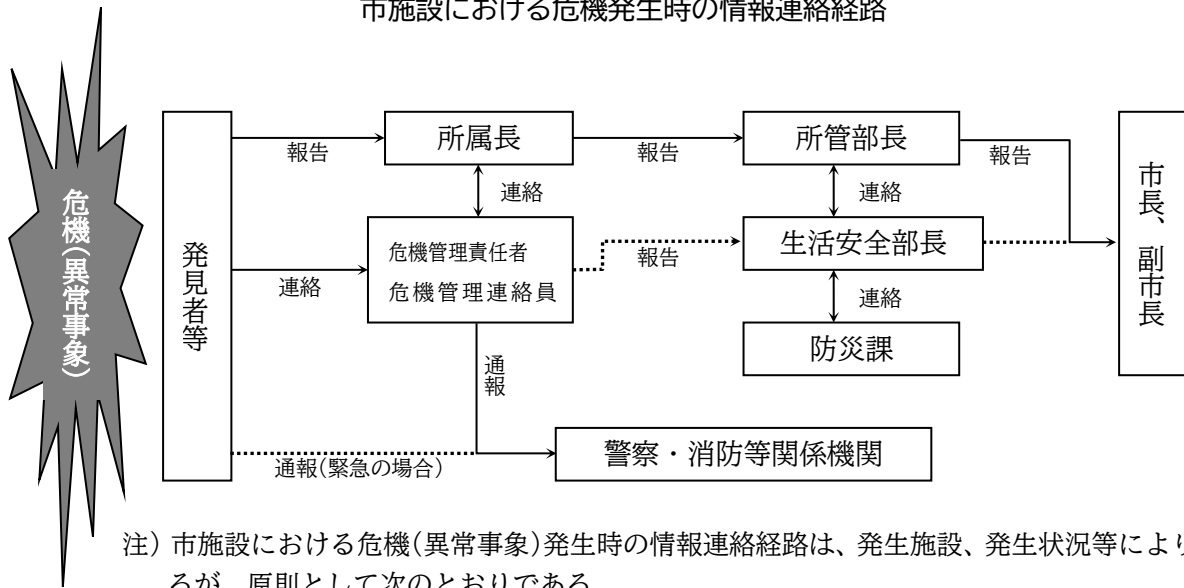
6 市域外で発生した災害等が市域に影響するおそれがある場合の対応

生活安全部防災課は、近隣地域や近県で発生し、市域に影響を及ぼす可能性がある災害等の情報を得たときは、直ちに情報収集を行い、危機発生の可能性、発生すると思われる危機の状況等を勘案し、危機発生の可能性が高いと判断される場合は、生活安全部長へ報告し、市域で大規模事故が発生した場合に準じて危機管理体制の構築を図る。

第2節 市の施設における危機管理の情報連絡

市の施設において危機（異常事象）が発生した場合は、所属長及び危機管理責任者を中心として所管部署により初動活動を行い、危機が拡大（事態が悪化）するおそれがあるときは、状況に応じて警察・消防等関係機関への通報及び生活安全部長への報告を行う。

市施設における危機発生時の情報連絡経路



第3節 所管部の対応活動、報告

危機が発生した場合は、当該危機等に関する所管部が適切な対応活動を行うとともに、危機に関する被害状況等を、所管課を主体として調査し、対策本部事務局又は危機管理本部事務局（生活安全部防災課）に報告する。

第4章 災害対策本部設置後の各種対策活動

章 の 概 要	危機が拡大し災害となったとき、又は危機管理本部等では対応が困難なときは、災害対策本部を設置して、被害の拡大防止や避難対策等の各種対策活動を行う。
------------------	--

項目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 情報の収集、調査、連絡	災対生活安全部、関係各部	関係機関
第2節 災害広報・広聴	災対戦略部	関係機関
第3節 避難対策	災対生活安全部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対消防部	警察署、消防署、自主防災組織
第4節 救助・救急活動		警察署、消防署
第5節 医療救護活動	災対健康医療部	市医師会、市薬剤師会、市歯科医師会
第6節 遺体の収容、処理	災対市民部	警察署、東京都、市医師会、市歯科医師会、葬祭業協同組合
第7節 消防活動	災対生活安全部、災対消防部、関係各部	消防署

第1節 情報の収集、調査、連絡

災害対策本部設置後においても、当該危機に関する情報は、関係する所管部を主体に調査し、本部に報告する。

なお、所管する事項以外の被害調査の担当については、原則として第3編第2章「情報の収集、調査、報告等」に準ずるものとする。

第2節 災害広報・広聴

災対戦略部は、災対生活安全部並びに警察署、消防署、その他関係機関と密接な連携をとり、必要に応じて次のとおり広報・広聴を行う。

広 報 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故、事件等の発生状況 ○ 避難の指示等、市民の行動に対する指示 ○ 関係機関等の応急対策の実施状況 ○ パニック防止、デマ情報への注意呼びかけ ○ 市、関係機関等の相談先 ○ その他必要な事項
-----------	--

広 報 手 段	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> 防災情報メール <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> ソーシャルメディア <input type="checkbox"/> 八王子エフエム <input type="checkbox"/> 広報車 <input type="checkbox"/> 市職員等による口頭連絡 <input type="checkbox"/> 広報紙 <input type="checkbox"/> ケーブルテレビ、その他ラジオ、テレビ等の放送
広 聴 活 動	<input type="checkbox"/> 被災者からの相談、要望、苦情などを受付け、適切な措置を実施する。

第3節 避難対策

1 避難の指示

(1) 基 準

避難指示の基準は、原則として次のとおりとする。

避 難 指 示	<input type="checkbox"/> 火災が拡大するおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 爆発のおそれがあるとき <input type="checkbox"/> 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき <input type="checkbox"/> その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき
---------	--

(2) 避難指示

本部長は、避難の必要を認めるときは、警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難指示を行う。この場合、直ちに知事に報告する。

避難指示に関する詳細は、第3編第9章「避難対策」を参照する。

(3) 警戒区域の設定

本部長は、災害発生時において、生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 避難誘導

避難指示を発令した場合、震災対策に準じることを基本とし、警察署、消防署の協力を得て、なるべく地区又は町会・自治会単位に、最寄りの安全な避難所に誘導する。

3 避難所の開設

避難所は、警察署、消防署等との協議により安全が確保できる場所を、あらかじめ市で指定した避難所から選択し、震災対策に準じて開設する。

避難所の開設は、避難所運営職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て実施する。また、勤務時間内において緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

避難所を開設した際は、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、東京都に報告する。

4 食糧、物資等の供給

災対産業振興部は、震災対策に準じることを基本とし、避難者等に食糧、物資等を供給する必要があるときは、必要数を把握の上備蓄品又は協定締結団体等から確保し、供給する。

第4節 救助・救急活動

救助・救急活動は、原則として警察署及び消防署が次のように実施する。

機 関 名	内 容
八王子警察署 高尾警察署 南大沢警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救出・救護は他の活動に優先して行う。 ○ 救助した負傷者は、応急措置を施したのち救護機関に引き継ぐ。 ○ 救出救助にあたっては、保有する装備資器材を有効に活用する。 ○ 救出救助にあたっては、東京都や東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。
八王子消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動方針 多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立並びに関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し、迅速な救助・救急活動を行う。 ○ 活動態勢・内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ・ 建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 ・ 活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療機関、東京DMAT等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ・ 救急救命士等の実施するトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ迅速に搬送する。 ・ 搬送に際しては、患者等搬送事業所等との連携を図る。

第5節 医療救護活動

1 医療救護体制

災害発生により多数の傷病者が発生し、その救出及び医療機関への搬送に時間を要すると見込まれるときは、災対健康医療部は、消防署及び市医師会等と連絡をとり、被災現場周辺医療機関において医療救護活動を行うよう要請する。

東京都は、市から要請があったとき、又は都知事が必要と認めたときは、医療機関等に東京DMATを派遣し、医療救護活動を行う。

2 医師等の派遣要請

災対健康医療部は、市医師会等に対し、医師等の派遣を要請する。

3 医薬品、衛生材料及び資器材の確保

医療救護所で使用する医薬品、衛生材料及び資器材は、市の備蓄及び医師等が携行したものを使用する。不足するときは、災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、協定に基づき市薬剤師会に要請するとともに、東京都へ協力を要請する。

4 健康相談窓口の設置

災対健康医療部は、被災者の被害調査及び医療相談等に応じるために、震災対策に準じることを基本とし、市役所その他に相談窓口を設置する。また、救護所・健康相談窓口の設置や被害等の届け出について広報活動を行う。なお、健康相談では被災者のメンタルケアなどの対策も必要に応じ関係機関と連携して実施する。

第6節 遺体の収容、処理

1 遺体収容所の設置

災対市民部は、多数の死者が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、事故当事者や関係機関と連携して遺体収容所を設置する。

2 遺体の処理

遺体の処理は、東京都及び警察等が実施する。多数の死者が発生したときは、事故当事者や関係機関等の要請に基づき、震災対策に準じることを基本とし、公共施設を提供するなどの協力を行う。

第7節 消防活動

1 消防署の活動

(1) 消防署の活動態勢

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、第九消防方面本部に方面隊本部、八王子消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、災害に即応できる態勢を確保している。

大規模な火災等が発生したときは、東京消防庁消防部隊運用規程等により消防部隊を運用し消火活動等を行う。

(2) 消防応援

東京消防庁は、運用可能な消防力で対応が困難なときは、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、任務を遂行する。

2 市の活動

(1) 消防活動

消防団（災対消防部）は、大規模な火災等が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、直ちに参集し、消防団長（災対消防部長）の命に従う。

消防団（災対消防部）の基本的な活動内容は、次のとおりである。

消 防 団 （災対消防部） の 活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集と伝達を行う。 ○ 消防署隊と連携して消火活動、避難路等の防護活動を行う。 ○ 救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者に対する応急処置を行う。 ○ 避難指示が発令されたときは、住民への伝達と避難路等の安全確保、避難場所の防護活動を行う。
-------------------------------	--

(2) 避難活動

火災の延焼状況により多数の住民を避難させる必要があるときは、震災対策に準じることを基本とし、市は安全な避難所を開設し、避難誘導を行う。

(3) 交通規制

火災により道路等の通行が危険なときは、震災対策に準じることを基本とし、警察署、道路管理者と連携して交通規制などの措置をとる。

第5章 危険物事故対策

章 の 概 要	<p>市内又は近隣において大規模な危険物事故が発生した場合は、市民にも大きな影響を及ぼす可能性がある。このため、関係機関は、石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の各施設や危険物輸送車両等の災害事象別に定められた対策活動を実施する。</p> <p>なお、市は状況に応じ、関係機関と連携して市民の保護を中心とした活動を行う。</p>
------------------	---

項目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 石油类等危険物保管施設	関係各部	消防署
第2節 高圧ガス保管施設	関係各部	東京都、消防署、警察署、国
第3節 火薬類保管施設等	関係各部	東京都、国
第4節 毒物・劇物取扱施設	関係各部	消防署
第5節 危険物輸送車両	関係各部	東京都、警察署、消防署、国、JR貨物

(注) 危険物事故とは、石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の各施設や危険物輸送車両の事故をいう。

第1節 石油类等危険物保管施設

1 消防署等の行う応急措置

消防署等は、次の対策を実施する。

石油類 危険物 保管 施設 への 対策	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。</p> <p>また、これらの施設に対する災害応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の流出あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 ○ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 ○ 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 ○ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び関係機関との連携活動
------------------------------------	---

2 市の行うべき応急措置

本部長は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

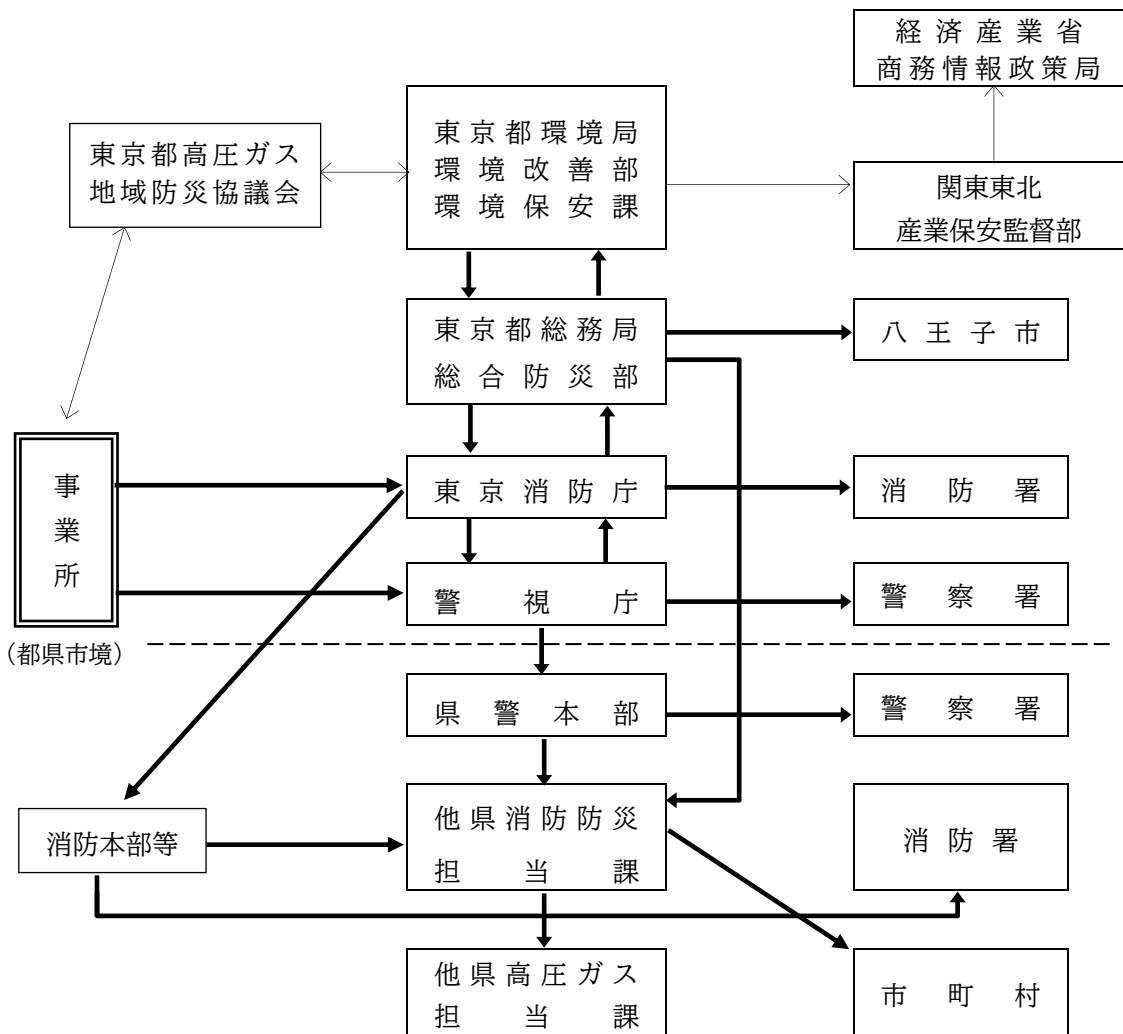
- 住民に対する避難の指示
- 住民の避難誘導
- 避難所の開設
- 避難住民の保護
- 情報提供
- 関係機関との連携

第2節 高圧ガス保管施設

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいしたときは、当該事業所は全力をあげて防除活動を実施するが、あわせて、被害の拡大を未然に防止するため、関係機関に迅速、的確な通報を行う必要がある。

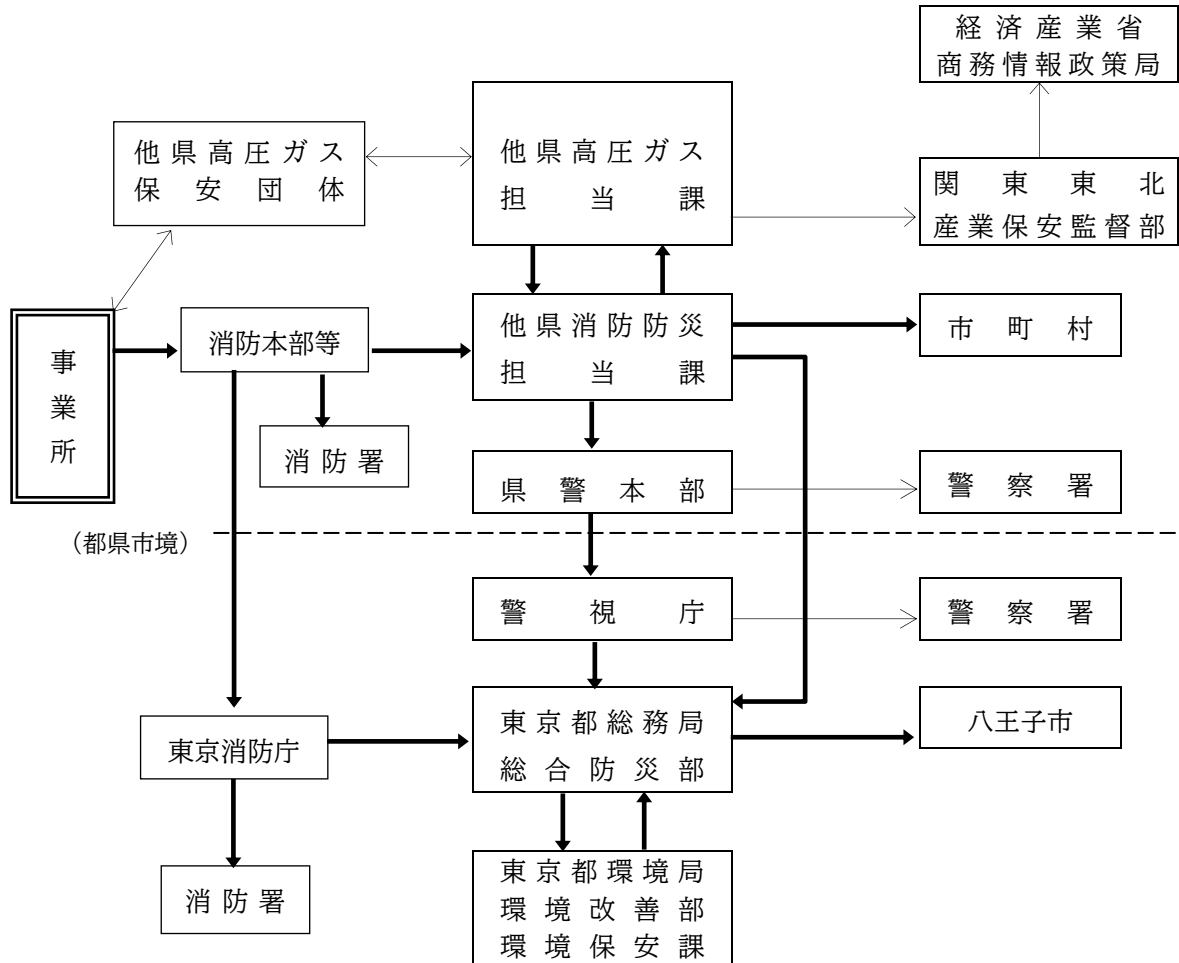
安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する都縣市周辺住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（東京都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）とする。

東京都において事故が発生した場合の通報系統



（注）太線は基幹ルートである。

隣接県において事故が発生した場合の通報系統



(注) 太線は基幹ルートである。

機 関 名	対 応 措 置
市	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
東京都総務局	都区市境周辺で漏えい事故が発生したときは、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
東京都環境局	事故時における措置 ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 ○ 東京都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 事故時の緊急出動体制 ○ 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が、事故に対応する体制を整えている。 ○ 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。

機 関 名	対応措置
東京消防庁 （八王子消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示を行う。 ○ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 なお、応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。
警 視 庁 （八王子警察署・ 高尾警察署・ 南大沢警察署）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業 保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害発生に伴い、東京都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

第3節 火薬類保管施設等

火薬類保管施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
東京都環境局	<p>被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 ○ 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬類製造事業所等の施設が、災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令を行う。 ○ 作業現場に未使用の状態で滞留している火薬類について、緊急の場合、自主的保安管理体制のもとに、直ちに担当の監督者に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに、迅速に実情を把握し、適切な指示、命令等を発する。

第4節 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
市 東 京 都 保 健 医 療 局 健 康 安 全 研 究 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東 京 消 防 庁 （八王子消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。
東 京 都 教 育 庁	<p>発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ○ 出火防止及び初期消火活動 ○ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ○ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ○ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ○ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ○ 避難場所及び避難方法

第5節 危険物輸送車両

1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
東京都環境局	<p>一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限または一時禁止等の緊急措置命令を発する。
警 視 庁 (八王子警察署 ・高尾警察署・南 大沢警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○ 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところによる。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<p>正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。</p>
関 東 運 輸 局	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の緊急連絡設備の整備 ○ 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ○ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
J R 貨 物	<p>危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</p>

第6章 大規模事故等対策

章 の 概 要	<p>航空機事故や鉄道事故、ガス事故等の大規模事故が発生した場合、事業者及び関係機関は、迅速に応急対策を実施する。本章では、関係機関の事故時の応急措置について定める。</p> <p>市は、これらの大規模事故が市域又は近隣で発生したときは、市民に与える影響を勘案し、必要に応じ、災害対策本部を設置して本編第4章に定められた対策を実施する。</p>
------------------	--

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 航空機事故	関係各部	国、東京都、消防署等
第2節 鉄道事故	関係各部	各鉄道会社、消防署等
第3節 ガス事故	関係各部	東京ガスグループ、消防署等

第1節 航空機事故

航空機事故発生時の対応は、次のとおりである。

機関名	対応措置
東京消防庁 (八王子消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づき、消火救難活動を実施する。

機 関 名	対応措置
京 王 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命救助を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。 ○ 速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。 なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から緊急自動車、衛星電話の配備を行っている。
多 摩 都 市 モ ノ レール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した場合は、人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速に処置を行い、併発事故の防止に万全を期し、その影響を最小限にとどめるとともに、復旧を迅速に行う。 ○ また、災害・事故等対策本部を設置するとともに、必要により現地対策本部を設置する。

第3節 ガス事故

ガス事故発生時の対応は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡

機 関 名	対応措置
東京ガスグループ	<p>○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。</p> <p>○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の体制は、あらかじめ定めた組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。</p> <p>○ 事故時の応急措置 1 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 (1) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 (2) ガス漏れ箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (3) 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を停止する。 (4) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (5) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 2 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 3 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。</p>
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	<p>○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>○ 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。</p> <p>○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。</p> <p>○ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。</p>
東京消防庁 (八王子消防署)	<p>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMA T と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</p>

第7章 火山災害対策

章 の 概 要	富士山等の噴火により、本市に降灰等の被害が及ぶ場合は、関係機関と連携し、降灰対策を中心とした活動を行う。
------------------	--

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 基本方針	関係各部	国、東京都、気象庁、消防署等
第2節 噴火予警報等の種類 及び連絡体制	関係各部	国、東京都、気象庁、消防署等
第3節 降灰対策	関係各部	国、東京都、気象庁、消防署等

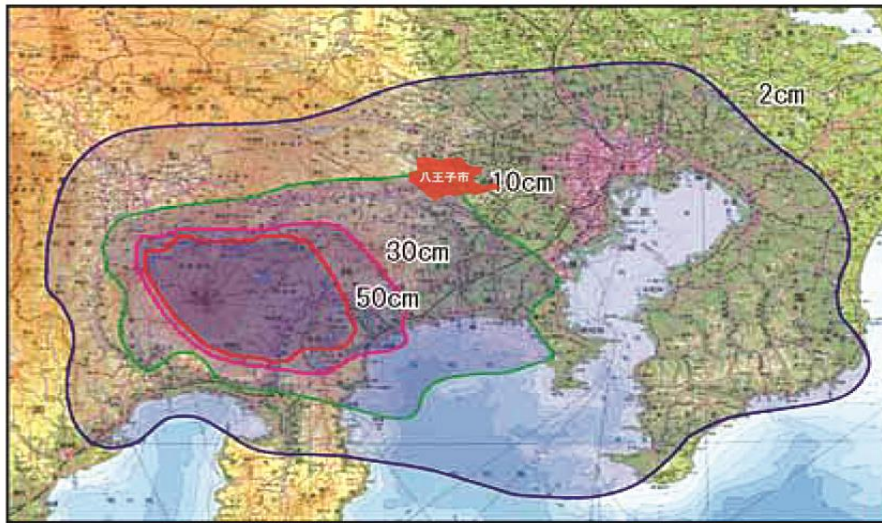
第1節 基本方針

本市に被害を及ぼすおそれがある火山としては、富士山、箱根山がある。富士山、箱根山は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、平成21年6月に火山噴火予知連絡会によって選定されている。

八王子市役所から富士山山頂火口までの距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。富士山等の噴火により、本市に降灰等の被害が及ぶ場合は、関係機関と連携し、降灰対策を中心とした活動を行う。また、市は、富士山等の噴火に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に関する情報提供を行う。

情報提供時の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。 ○ 情報の一元化を図り、誤情報の拡散を防止する。
----------------	--

富士山防災マップ（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



（内閣府 富士山火山広域防災対策基本方針 資料より）

火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山

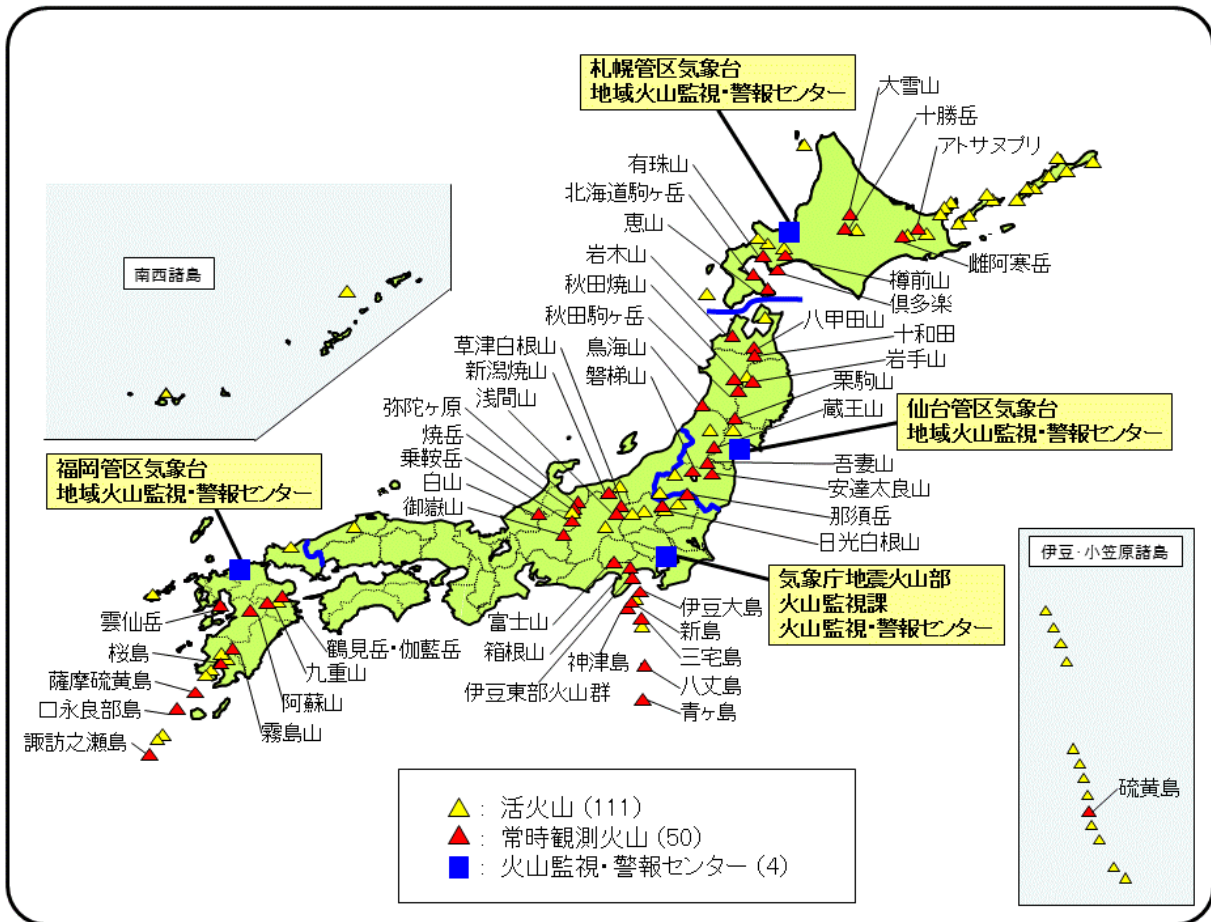
選定理由	火山名
① 近年、噴火活動を繰り返している火山 ・過去数十年程度の間、頻繁に噴火している ・100年以内の間隔でマグマ噴火を繰り返している	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、伊豆大島、三宅島、硫黄島、阿蘇山、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島 （23火山）
② 過去100年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山 ・地震活動 過去100年程度の山体浅部の地震活動（マグマの動きに関連したものなど） ・地殻変動 過去10年程度のマグマ貫入等に伴う地殻変動 ・噴気活動・地熱活動 過去100年程度の活発な噴気活動、地熱活動	アトサヌプリ、大雪山、恵山、八甲田山、十和田、岩手山、栗駒山、蔵王山、安達太良山、磐梯山、日光白根山、弥陀ヶ原、乗鞍岳、白山、 <u>箱根山</u> 、伊豆東部火山群、新島、神津島、 八丈島、鶴見岳・伽藍岳、九重山 （21火山）
③ 現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	岩木山、鳥海山、 <u>富士山</u> 、雲仙岳 （4火山）
④ 予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	倶多楽、青ヶ島 （2火山）

（気象庁 火山噴火予知連絡会 資料より）

第2節 噴火予警報等の種類及び連絡体制

気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関（大学等研究機関や自治体・防災機関等）からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

火山監視・警報センターにおいて火山活動を24時間体制で監視している火山（常時観測火山）



(気象庁ホームページ より)

1 噴火予警報等の種類

(1) 噴火警報

気象庁地震火山部火山監視・警報センターは居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

(2) 噴火予報

気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。

噴火警報及び噴火予報の発表基準（噴火警戒レベルが運用されている火山）

種別	予報及び警報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

（気象庁ホームページ より）

(3) 噴火速報

噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に発表する情報です。気象庁が、登山中の方や周辺にお住まいの方に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表するものです。

(4) 降灰予報

気象庁は、火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）の予報を、次の区分で発表する。

ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表する。
- ・ 噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を発表する。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火の発生を通報する噴火に関する火山観測報を受けて発表する。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程）

度で）発表する。

- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を発表する。

(5) 火山ガス予報

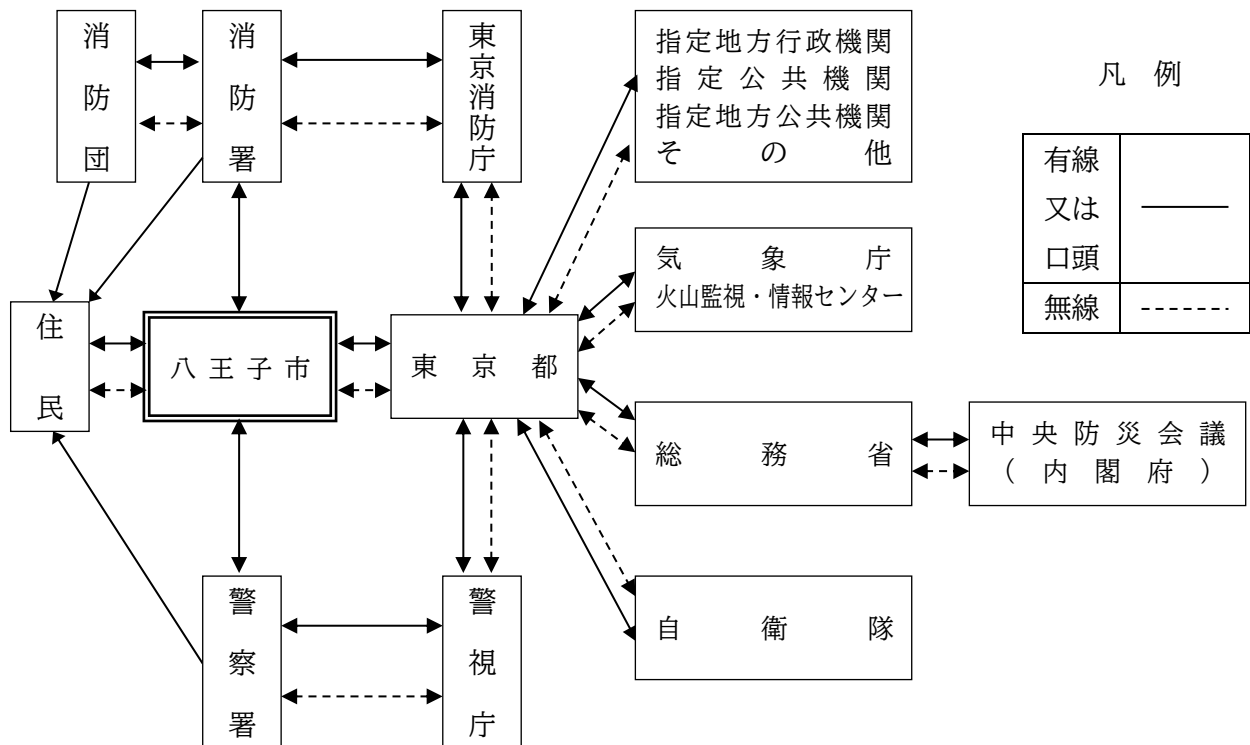
居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2 情報連絡体制

(1) 噴火予警報等の収集、伝達

富士山又は箱根山で、噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対応を実施するため、次のとおり速やかに連絡体制をとり、迅速かつ的確な情報の収集、伝達にあたる。

噴火降灰対策における情報連絡経路



(2) 降灰調査

降灰調査項目は、以下のとおりとする。

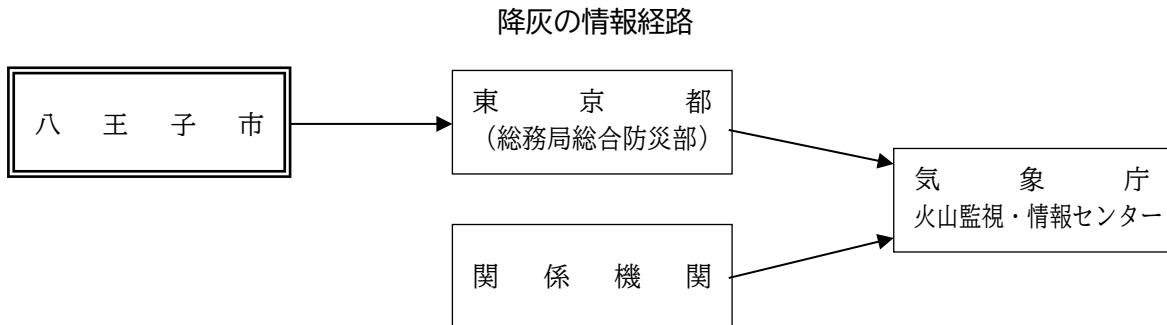
降灰調査項目	① 降灰の有無・堆積の状況	⑥ 写真撮影
	② 時刻・降灰の強さ	⑦ 降灰量・降灰の厚さ※
	③ 構成粒子の大きさ	(※可能な場合)
	④ 構成粒子の種類・特徴等	
	⑤ 堆積物の採取	

降灰の強さ

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

(3) 火山（降灰）情報の収集、伝達

東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震監視・情報センターに集約される。



第3節 降灰対策

富士山又は箱根山で、高さ数 km を超えるような噴煙柱を吹き上げる大規模な噴火が発生した場合には、灰は高層の強い偏西風に乗って東へ流されて本市へも降り注ぎ、次のような影響を及ぼす可能性がある。

大量の降灰が本市に影響を及ぼすと予想される事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 呼吸器系や目の障害など健康被害が発生する可能性がある。 ○ 視界が悪くなり、濡れると道路が滑り易くなるなど輸送力が落ちる。 ○ 家庭の雨どいや側溝、下水道などが詰まる。 ○ 降灰時に車のワイパーを使用することでフロントガラスなどが傷つく。 ○ 屋内に灰や粉塵が入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。 ○ 農作物の収穫量に影響が出る。
-------------------------	--

このため、市は、あらかじめ次のような事項について、市民等へ周知、啓発を行う。

事前に準備すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防塵マスク、防塵眼鏡、掃除用品（ほうき、掃除機、シャベルなど） ○ ラップフィルム（巻けば粉塵に弱い電気製品を保護できる） ○ 最低3日分の食糧及び飲料水（3リットル／人・日を目安に） ○ 応急用医薬品と家庭用常備薬 ○ 携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池 ○ 衣服、毛布、予備の燃料
------------	---

また、市はこうした大量の降灰が予想される場合には、気象庁が発表する噴火予報・警報、降灰予報、降灰時に留意すべき事項、除灰する際に留意すべき事項について、市民等に防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、コミュニティFM（臨時災害放送局が開設している場合を含む。）等を活用し広報する。大量に降灰した場合は、東京都など関係機関と連携し、健康相談や除灰活動を行う。

降灰時に留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無用の外出を避ける。窓を閉め、なるべく屋内で過ごす（呼吸器系が弱い人は特に注意する）。 ○ 外出には防塵マスク、防塵眼鏡を使用する。防塵マスクがないときは、ぬらしたハンカチで代用する。 ○ 車での移動は最小限にする。運転の際は降灰をまきあげないようにスピードを落とし、視界が悪いのでライトを点灯する。また、ガラスを痛めるためワイパーは極力使わず、ウォッシャー液で洗い流すようにする。 ○ 排水口、雨どい、換気孔、建物、機械等の中に、極力火山灰を入れないよう努める。 ○ 通信を確保するため、緊急性のない電話は避ける。 ○ 火山灰は電気回路を短絡させることがあり、停電が起きやすくなるので、携帯ラジオを活用した情報収集に努める。
（降灰の後で）除灰する際に留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山灰をまきあげるため、不必要な車の運転はしない。 ○ 除灰をおこなう場合は、防塵マスクを着用し、上の方から、又はよく使う場所から順に行う。 ○ 火山灰は少し湿らせたほうが、扱いやすくなる。 ○ 濡れた火山灰の上は滑りやすいので、はしごや屋根に登るときは注意する。 ○ 火山灰を排水口などに流すと詰まるので注意する。 ○ 水を大量に使うと断水につながるので極力節約する。 ○ 細かい火山灰は空気中を浮遊しており、周囲から完全に除去されるまでは、粉塵に弱い精密機器には注意する。

第8章 原子力災害対策

章 の 概 要	<p>都内には原子力施設が存在しないが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、市は状況に応じ、東京都等関係機関と連携し対策を行う。</p> <p>また、関係機関は、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、災害事象別に定められた対策活動を実施する。</p>
------------------	--

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 基本方針	関係各部	東京都、警察署、消防署、国
第2節 原子力施設事故	関係各部	東京都、警察署、消防署、国
第3節 放射性物質事故	関係各部	東京都、警察署、消防署、国、 JR貨物

第1節 基本方針

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても「原子力災害対策重点区域」に東京都の地域は含まれていない。「原子力災害対策重点区域」とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域であり、平時からの市民等への対策の周知、市民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・勧告等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要であるとされている区域である。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故において、発電所から離れている東京においても、様々な影響を受けた経験を踏まえるとともに、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、災害事象別に定められた対策活動を実施する必要がある。

そこで、原子力災害に関する情報収集や市民への迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、市民の不要な混乱の防止及び市民生活の安心・安全の確保を中心とした活動を行う。

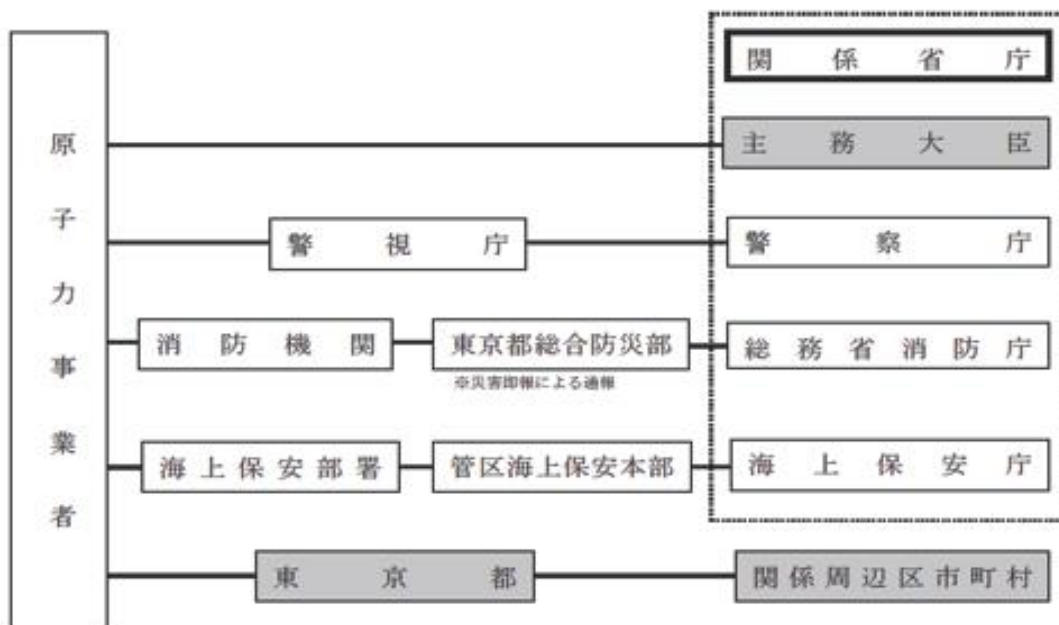
第2節 原子力施設事故

1 情報の収集・連絡活動

(1) 事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、東京都、国、関係機関との間において、原子力事業所から通報を受けた事項や各々が行う応急対策活動の状況等を適宜把握する。

原子力事業者から都に原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項通知があった場合又は同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合における都の情報連絡体制は、次のとおり。



(注) は、第10条第1項通報箇所を示す。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

市は、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備するとともに、東京都や国、原子力事業者等から、原子力施設周辺の状況、モニタリング情報等の必要な情報を収集し、あわせて東京都、国等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策に活用する。

2 市民等への情報提供

市は、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に関する情報提供を行う。

情報提供時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害の特殊性を考慮し、市民の心理的動揺、混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、的確な情報提供を迅速に行う。 ○ 情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。 ○ 情報の一元化を図り、誤情報の拡散を防止する。
------------	---

3 屋内退避・避難誘導等

市は、市民の屋内退避・避難等の措置を講ずるにあたっては、東京都、警察署、消防署等の関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、東京都から屋内退避・避難等の防護対策の指示があった場合には、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

4 モニタリング活動

市は、東京都と連携し、空間放射線量等を必要に応じて測定するなど、観測データの共有に努め、原子力施設等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握し、その結果を市民等に公表する。

機関名	活動内容
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象データの提供 ○ 都内市区町村と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集 ○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表 ○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査 ○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○ 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）の遠隔操作による清浄な水の確保 ○ 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空間放射線量の測定 ○ 給食における放射線の測定 ○ ごみ焼却灰等の放射能濃度の測定 ○ 東京都と連携し、得られた測定検査と内容の公表

5 食品、飲料水の安全性の確保

原子力災害が発生した場合、市は、東京都が実施する放射性物質に係るモニタリング検査や放射性物質の測定結果の提供を受け、速やかに市民等に情報提供を行う。

飲食物の放射性物質に係る初期設定値^{※1}

核種	飲料水・ 牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・ 魚・その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※2}
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

（原子力規制委員会 原子力災害対策指針令和2年10月28日一部改正より）

※1 初期設定値とは、緊急事態当初に用いる運用上の介入レベルの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、初期設定値は改定される。

※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象

6 放射性物質の除去・処分

市は、必要に応じて除染実施ガイドライン（八王子市版平成24年1月最終改定）に基づき、公共施設における除染作業を行う。除染後も施設、及び除染により生じた土壌等の仮置場のモニタリングを継続的に行い、市民の安心・安全を図ると共に、施設所管部は、仮置場に市民が立ち入らないように対策を講じる。また、除染により生じた土壌など、放射性物質を含んだ廃棄物の処分については、状況に応じ国・東京都等関係機関と連携を図りながら、安全かつ適切に対応する。

7 風評被害への対応

市は、放射性物質等による影響が生じた際に、風評等により、農作物や工業製品等が購入されず、経済的な被害が生じる。市は、東京都、関係機関と連携し、放射線及び放射性物質検査の結果をホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、広報紙等を活用し広報することで、被害の防止に努めるとともに、消費者の安心・安全の確保に努める。

8 相談窓口の設置

市は、市民等からの問い合わせに対応する放射線相談窓口を設置し、必要な要員を配置する。その場合、問い合わせ先等の事項を広報する。

9 市外からの避難者の受入れ

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。市は、必要に応じて東京都と連携し、市営住宅等への受入れを検討しその対応を行う。

第3節 放射性物質事故

1 放射線使用施設等

災害や事故等により、放射性同位元素（R I）又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがあるとき又は放射線障害が発生したときは、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。また、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、これに対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

放射性同位元素を使用する病院または診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生または発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報すると共に、放射線障害の防止に努める。

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
<p>東京消防庁 (八王子消防署)</p>	<p>放射性同位元素（R I）等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、消防機関は、「第3編 震災応急対策計画 第6章 救助・救急・消防活動等」に定めるところにより災害応急活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ○ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
<p>東京都 保健医療局</p>	<p>放射性同位元素（R I）使用医療施設で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、4人を1班とする放射性同位元素（R I）管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。</p>

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

機 関 名	対応措置
市	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対する避難の指示 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 情報提供 ○ 関係機関との連絡
<p>国の省庁の対応 （原子力規制委員会） （原子力防災会議事務局） （内閣府） （国土交通省） （警察庁） （消防庁） （海上保安庁）</p>	<p>(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質等の輸送中に事故が発生し、原子力事業者等から通報を受け、関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合は、「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故情報の収集、整理及び分析 ○ 関係省庁の講ずべき措置 ○ 係官及び専門家の現地派遣 ○ 対外発表 ○ その他必要な事項 <p>(2) 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。</p>
警 視 庁 （八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署）	<p>事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。</p>
東 京 消 防 庁 （八王子消防署）	<p>事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</p>
東 京 都 総 務 局	<p>事故の通報を受けた東京都総務局は、東京都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。</p>
そ の 他 （事業者等）	<p>事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。</p>

第9章 新型インフルエンザ等対策

章 の 概 要	<p>新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症など（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、多くの人が免疫を獲得していないため、大流行（パンデミック）のおそれがあることから、これら感染症に対する応急対策を定める。</p>
------------------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 危機管理体制	関係各部	国、東京都、医療機関
第2節 発生段階に応じた対策	関係各部	国、東京都、医療機関

第1節 危機管理体制

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新興感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（新型コロナウイルス等）も発生する可能性がある。病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新興感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」）が制定された。

これを受けて、本市においても「八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定。平成26年に「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたときなどには、行動計画に基づき対応する。また、特措法に定めのない感染症により、市民の健康被害や社会的影響が懸念されるような場合も行動計画に準じて対応する。新型インフルエンザ等の感染拡大を防止し、市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるためには、未発生期や海外発生期等、これらに基づく対応を行う以前の段階から、情報収集等の対応を行うことが重要である。そこで、八王子市新型インフルエンザ等対策本部の設置前の段階から、必要に応じて関係機関と連携を図り、行動計画で規定された危機管理体制をとって対応するなど発生段階に応じた対策を行う。

	本部体制〔事務局〕	主な対応
未発生期		○ 保健所による発生情報収集
海外発生期	八王子市新型インフルエンザ等初動対応本部〔保健総務課〕	○ 情報収集・対応準備
国内発生早期	八王子市新型インフルエンザ等健康危機管理本部〔防災課、保健総務課〕	
都内発生早期	○ 所管部のみでは対応が困難な状況となったとき又は国・都が対策本部を設置したときのいずれか早い時点で「八王子市新型インフルエンザ等健康危機管理本部」を設置	○ 感染予防励行の呼びかけ ○ 市内発生への対応準備
都内感染期	八王子市新型インフルエンザ等対策本部（法定）〔防災課、保健総務課〕	○ 都が実施する対策に協力して、感染拡大防止策や医療提供体制の確保等を実施 ○ 市民生活、経済活動の安定確保のための各種対策を実施
小 康 期	○ 政府が「緊急事態宣言」を発した場合は、特措法第34条、本市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく市対策本部（法定）を設置	
	市対策本部（法定）の廃止	
	○ 政府により「緊急事態宣言」が解除されたときは、特措法第37条に基づき、市対策本部（法定）を廃止 ○ 特措法、市条例に準じた「市対策本部」体制を継続〔防災課、保健総務課〕	
	市対策本部の廃止	
	○ 知事による「終息宣言」に伴い、都対策本部の廃止に合わせ、市も「市対策本部」を廃止	

段 階	概 要
(1) 未発生期	○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
(2) 海外発生期	○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
(3) 国内発生早期	○ 国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態で、都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
(4) 都内発生早期	○ 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(5) 都内感染期	○ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）
(6) 小康期	○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第2節 発生段階に応じた対策

1 発生状況の監視

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

国は、海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、東京都は、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施し、その結果を評価する。海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う。市は、平時から保健所の感染症発生動向調査を的確に行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び東京都からの要請に応じ、都内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

2 情報提供の実施

新型インフルエンザ等に関する情報については、感染予防と拡大防止、医療の提供、風評等によるパニックの防止を目的に、発生段階ごとに適時、適切に市民に情報提供を行う。

海外発生期以前は、新型インフルエンザ等の基本的な知識や、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策等について市民に周知していく。

市は、市民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国や東京都の情報を市民に正確に迅速にわかりやすく伝えることが重要である。

3 相談・検査の実施

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）を設置する。発生当初は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は保健所に設置する。夜間・休日対応は、東京都保健医療情報センター（ひまわり）や東京都が提供する場所においての都内保健所の共同設置の窓口を活用して24時間対応する。サーベイランスによる情報収集や分析が進み、病原性や感染力が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

4 医療物資の確保と活用

抗インフルエンザウイルス薬、その他の感染防御資器材や医薬品、消毒薬など様々な医療物資について、東京都は、東京都備蓄計画に基づき備蓄する。これを踏まえつつ、市は、協定の締結などによる医療物資の確保に向けた取り組みを行う。

住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われ、緊急事態宣言が行わ

れていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、いずれも市が実施主体として行う。市は、接種計画に基づき、接種体制、必要な資器材の確保を行う。

5 医療の提供

海外発生期から都内発生早期には、新型インフルエンザ等が疑われる患者は、原則として新型インフルエンザ等専門外来（帰国者・接触者外来）で診察し、ウイルス検査実施の結果、新型インフルエンザ等と診断された患者は、感染症指定医療機関へ入院を勧告し、移送する。

都内感染期には、勧告入院が解除され、すべての医療機関での診療体制となる。市は、東京都、医療機関等と連携し、在宅で療養する患者への支援体制を構築する。

6 防疫体制

予防とまん延防止対策として、手洗い、マスク着用等基本的予防策の実施を広く呼びかけるとともに、必要に応じて教育・保育施設、各公共施設等の臨時休業を進め、民間施設にも休業を要請するなど、施設単位での防止策を実施する。

7 社会行動の制限

流行が拡大した場合（国内発生早期以降）は、感染を防止するために、状況により市の主催行事は中止し、市民に対して集会や各種行事開催等の自粛を要請する。

8 市民生活の確保

流行に備え、各世帯で最低限の食糧・生活用品等の備蓄を勧奨する。都内発生早期以降は、行動計画に基づき、要配慮者対策を実施する。また、ごみの排出抑制を促し、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。

